一般社団法人長野県農業会議　第124回常設審議委員会の概要

令和8年7月15日（水）に長野市「ＪＡ長野県ビル」において開催した、第124回常設審議委員会の審議結果等の概要は下記のとおりです。

記

1　農地法等に基づく審議

（1）第1号議案

農地法第4条の規定に基づく農業委員会からの意見聴取案件について審議した結果、「許可相当」として意見回答することを決定しました。

（1）第2号議案

農地法第5条の規定に基づく農業委員会からの意見聴取案件について審議した結果、「許可相当」として意見回答することを決定しました。

2　報告事項

（1）新たな水田政策について

資料③、③－２により説明しました。

（2）エネルギーコスト削減促進事業について

資料④により説明しました。

（3）農業用生産資材価格高騰緊急支援事業について

資料⑤により説明しました。

一般社団法人長野県農業会議 第124回常設審議委員会 出席者名簿

期日　令和8年7月15日
場所　JA長野県ビル12B

■常設審議委員 在籍者29人、出席者26人 （敬称略）
　○印は出席者

	氏名			
正副会長	24 （会　長）望月　雄内 ○	1 （副会長）市川　覚 ○	8 （副会長）田中　悦郎 ○	
常設審議委員	2 小山田　武 ○	3 片岡　正夫 ○	4 小泉　幸善 ○	
	5 氣賀澤道雄 ○	6 髙田　清人 ○	7 志水　敏春 ○	
	9 佐原　悦司 ○	10 伊藤　宏昭 ○	11 栁澤　雅仁 ○	
	12 神林　利彦 ○	13 曽根　信一 ○	14 増田　善行 ○	
	15 沼田　浩子 ○	16 神農　佳人	17 中村　光男 ○	
	18 眞島　実 ○	19 望月　隆 ○	20 村山　一善 ○	
	21 平林　孝保 ○	22 新芝　正秀 ○	23 長谷川　孝治 ○	
	25 依田　明善	26 伊藤　祐三	27	
	28 髙林　敬子 ○	29 小林　文彦 ○	30 小林　茂樹 ○	26
県等	県農業政策課 　市川農業団体・共済係長、野村農地調整係長、宮下主任 県園芸畜産課 　原係長 県農地整備課 　常田技師 関東農政局長野拠点　塚原副地方参事官ほか2名			5
事務局	小林専務理事兼事務局長（前掲）、坂下部長、土屋部長、山際部長代理、中島審議役、松田農地係長、土屋主査、高嶋主任、岩瀬主事、倉田嘱託			9

一般社団法人長野県農業会議　第124回常設審議委員会次第

日　　時：令和8年7月15日（水）13:00～
場　　所：長野市　JA長野県ビル12階　「12B会議室」

1　開　　会

2　挨　　拶

3　会務報告

4　議長就任

5　議事録署名人指名

6　審　　議
第1号議案
農地法第4条の規定による意見回答について

第2号議案
農地法第5条の規定による意見回答について

7　報告事項
（1）新たな水田政策について
（2）エネルギーコスト削減促進事業について
（3）農業用生産資材価格高騰緊急支援事業について

8　その他
（1）次回の開催計画について
8月10日（月）13:30～　JA長野県ビル12階　「12B会議室」

9　議長退任

10　閉　　会

主　要　会　務　報　告

（令和８年６月15日開催の常設審議委員会以降）

１　主催会議

（１）総務・情報部関係

６月１５日	第123回常設審議委員会	（長野市）
６月１８日	第11回通常総会	（松本市）
６月１８日	第59回臨時理事会	（松本市）
６月２５日	情報事業担当者会議	（Ｗｅｂ）

（２）農政・農地部関係

６月１５日	県農業委員会協議会	（長野市）
６月２５日	農地審議等に関する打合せ	（長野市）
７月　７日	農業委員会サポートシステム打合せ	（長野市）
７月　８日	地区常設審議委員会	（小諸市、諏訪市、塩尻市）
７月　８日	農地利用最適化に係る月次情報交換会議	（　〃　）

（３）担い手・経営・年金部関係

６月１５日	「雇用就農資金」現地確認調査	（北信２経営体）
６月１７日	「雇用就農資金」現地確認調査	（東信２経営体）
６月２３日	〃	（中信３経営体）
６月２４日	〃	（南信３経営体）
７月　３日	農業者年金業務担当者会議	（Ｗｅｂ）
７月　９日	「雇用就農資金」現地確認調査	（南信３経営体）
７月１４日	〃	（中信３経営体）

２　組織関連の会議

６月１７日～１８日	農業者年金専門業務研修会
６月１９日	信州水田農業経営者会議第２回役員会
６月２２日	生坂村農業委員会新任研修
６月２６日	農業委員会女性協議会監査
６月２９日	組織問題緊急打合せ会議
６月２９日	次期地方会員役員候補者懇談会
６月３０日	全国農業会議所第79回通常総会
７月　１日～２日	全国稲作経営者会議現地研究会 in みえ
７月　３日	日本農業技術検定試験
７月　６日	農業委員会女性協議会長野支部総会・研修会
７月　７日	北信州農業委員会協議会総会
７月　８日	県鉢花園芸組合労務管理研修会・第３回役員会
７月　９日	上伊那農業委員会協議会総会
７月　９日～１０日	全国農業新聞・図書ブロック会議

①

農地法第４条第４項及第５項の規定による意見聴取件数・面積一覧表

（令和8年7月）

地区 農業委員会名	市町村数	件数	面積（㎡）		
			田	畑	計
東信	0	0	0.00	0.00	0.00
南信	1	1	24.96	0.00	24.96
宮田村	1	1	24.96	0.00	24.96
中信	0	0	0.00	0.00	0.00
北信	0	0	0.00	0.00	0.00
合計	1	1	24.96	0.00	24.96

正②

農地法第５条第３項の規定による意見聴取件数・面積一覧表

（令和8年7月）

地区 農業委員会名	市町村数	件数	面積（㎡）		
			田	畑	計
東信	1	1	4,997.00	533.00	5,530.00
佐久市	1	1	4,997.00	533.00	5,530.00
南信	1	1	5,749.00	41.00	5,790.00
伊那市	1	1	5,749.00	41.00	5,790.00
中信	2	5	23,317.00	158.00	23,475.00
安曇野市	1	4	19,978.00	158.00	20,136.00
大町市	1	1	3,339.00	0.00	3,339.00
北信	0	0	0.00	0.00	0.00
合計	4	7	34,063.00	732.00	34,795.00

伊那市農業委員会関係　５条

申請番号	権利	所在	地番	登記簿地目 現況地目	農振	面積（㎡）	地種	譲渡人又は貸主（貸人） 譲受人又は借主（借人）	形態 用途 施設 施設面積（㎡）	申請事由	備考
1	有償・自作地	伊那市美篶	4630番5	畑 畑	農振地域・農用地区域	41.00		貸人 伊那市美篶4810番地1 森田　伴雄　他２名	一時転用 [農地法]その他の業務用地／土石等採取用地	権利を設定し、砂利採取のため。	農委会　許可相当 一時転用で農振計画に支障がない 賃貸 開発許可　不要 計画変更　無 許可日～令和10年3月31日まで
		（他８筆） 田　8筆　5,749.00 畑　1筆　41.00 計　9筆　5,790.00						借人 伊那市山寺1589番地 株式会社　高坂商会 代表取締役　高坂　美恵	砂利採取 5,790.00		
2	有償・自作地							貸人			
								借人			

3	有償・自作地	安曇野市豊科	3042番2	田 田	農振地域・農用地区域	2,427.00		渡人	安曇野市豊科3011番地 熊井　直人（他2名）	一時転用 [農地法]その他の業務用地／土石等採取用地	権利を設定し、砂利を採取するため	農委会　許可相当 一時転用で農振計画に支障がない。 賃借 開発許可　不要 計画変更　無 許可日～1年間
		（他2筆） 田　3筆　8,240.00 計　3筆　8,240.00						受人	安曇野市穂高牧766番地1 共和興業　株式会社 代表取締役　江本　寿東	砂利採取 8,240.00		
4	有償・自作地	安曇野市穂高	2673番	田 田	農振地域外	286.00	第3種	渡人	安曇野市穂高4312番地1 井口　喜文（他1名）	転用 [農地法]商業・サービス等用地／店舗等施設	権利を取得し宿泊施設として利用するため	農委会　許可相当 売買 開発許可　有 計画変更　無 用途地域内 準工業地域 全体面積 5,802.52㎡ 駐車台数　119台
		（他6筆） 田　5筆　3,809.00 畑　2筆　158.00 計　7筆　3,967.00						受人	東京都品川区大井1町名35番3号 ルートインジャパン　株式会社 代表取締役　永山　泰樹	宿泊施設 966.98		

②

農地法第５条第３項の規定による意見聴取件数・面積一覧表

（令和8年7月）

地区 農業委員会名	市町村数	件数	面積（㎡）		
			田	畑	計
東信	1	1	4,997.00	533.00	5,530.00
佐久市	1	1	4,997.00	533.00	5,530.00
南信	1	1	5,749.00	41.00	5,790.00
伊那市	1	1	5,749.00	41.00	5,790.00
中信	2	5	23,317.00	158.00	23,475.00
安曇野市	1	4	19,978.00	158.00	20,136.00
大町市	1	1	3,339.00	0.00	3,339.00
北信	0	0	0.00	0.00	0.00
合計	4	7	34,063.00	732.00	34,795.00

伊那市農業委員会関係　５条

申請番号	権利	所在	地番	登記簿地目 / 現況地目	農振	面積（㎡）	地種		譲渡人又は貸主（貸人） / 譲受人又は借主（借人）	形態 / 用途 / 施設 / 施設面積（㎡）	申請事由	備考
1	有償・自作地	伊那市[redacted]	[redacted]	畑 畑	農振地域・農用区域 農振地域・農用区域	41.00		貸人	伊那市[redacted]	一時転用 [農地法]その他の業務用地／土石等採取用地	権利を設定し、砂利採取のため。	農委会　許可相当 一時転用で農振計画に支障がない 賃貸 開発許可　不要 計画変更　無 許可日～令和10年3月31日まで
		（他８筆） 田　8筆　5,749.00 畑　1筆　41.00 計　9筆　5,790.00						借人	伊那市[redacted] 株式会社　高坂商会 代表取締役[redacted]	砂利採取 5,790.00		
2	有償・自作地							貸人				
								借人				

3	有償・自作地	安曇野市[redacted]	[redacted]	田 田	農振地域・農用地区域	2,427.00		渡人	安曇野市[redacted]	一時転用 [農地法]その他の業務用地／土石等採取用地	権利を設定し、砂利を採取するため	農委会　許可相当 一時転用で農振計画に支障がない。 賃借 開発許可　不要 計画変更　無 許可日～1年間
		(他2筆)		田　3 筆 計　3 筆		8,240.00 8,240.00		受人	安曇野市[redacted] 共和興業　株式会社 代表取締役[redacted]	砂利採取 8,240.00		
4	有償・自作地	安曇野市[redacted]	[redacted]	田 田	農振地域外	286.00	第3種	渡人	安曇野市[redacted]	転用 [農地法]商業・サービス等用地／店舗等施設	権利を取得し宿泊施設として利用するため	農委会　許可相当 売買 開発許可　有 計画変更　無 用途地域内 準工業地域 全体面積 5,802.52㎡ 駐車台数　119台
		(他6筆)		田　5 筆 畑　2 筆 計　7 筆		3,809.00 158.00 3,967.00		受人	東京都品川区[redacted] ルートインジャパン　株式会社 代表取締役[redacted]	宿泊施設 966.98		

③

新たな水田政策（コメの中長期対策）の基本的考え方・仕組み

農林水産省

食料の安定供給に向けた現行支援策と見直しの方向性①

1　**基本法**では、**「生産性向上」**と**「付加価値向上」**により、将来にわたり**国民への**米をはじめとする**食料の安定供給を確保**し、**「食料安全保障の確立」を図る**こととしている。
　このため、**水活の見直し**では、**作物ごとの単収向上等による生産性向上**を図り、**その他の支援策**では、**引き続き付加価値向上**も図っていく。

【水活】
○　**主食用の米のうち業務用以外の米**については、従前どおり、**対象外**（単収向上にこだわらない）。
○　**主食用の米のうち業務用米**については、当面、**単収向上等の支援を検討。**
○　**主食用以外の加工用・米粉用・輸出用等の米**、自給率の低い**麦・大豆や飼料作物**については、**単収向上等を支援。**
（※　収量に応じた支援とするが、その単収の基準については、全国一律の平均値ではなく、地域差に配慮した形とする。また、**災害等のやむを得ない事情による減少についても配慮**するなど、地域の実情にあった形での支援とする。）
○　**産地交付金**により、**付加価値向上等も支援。**

【環境直接支払交付金】
○　**環境直接支払交付金**により、**付加価値向上等を支援。**

【その他】
○　水田政策の見直しのほか、**米・麦・大豆の種子を安定的に供給する取組**を支援するとともに、**酒造好適米の安定供給に向けどのような支援が必要か検討。**また、**付加価値向上に向けて、麦・大豆・新市場開拓用米など**について、**実需者の求める品質・数量などを安定的に供給する取組を引き続き支援。**

2　**中山間地域等直接支払、多面的機能支払の見直し**では、**地域の営農や共同活動の将来にわたる継続**を図っていく。

スケジュールについて

○　新たな水田政策は、**令和９年度から開始することを基本とする。**

○　今後、**地方説明会等を実施**して現場の意見を丁寧に把握しつつ、支援単価・要件等の詳細な制度設計の検討を進め、**円滑に開始する。**

○　ただし、**秋播き麦**の作付け等、令和９年度当初には既に作業が始まっている品目の取扱いについては、**引き続き検討する。**

米粉用米・飼料用米に対する特別支援

○　主食用以外のコメについて、生産性向上の取組等を用途を問わず一律に支援する（P５）中で、そのうち現在でも手厚く支援している**米粉用米・飼料用米については、追加で支援**を行う。
○　米粉の需要は年々増加しているものの、製造コストが高いため、飛躍的拡大には至っていない。米粉の製造コストが削減されるまでの間、**米粉の需要拡大と米粉用米の生産拡大をセットで進める必要。**
○　これまで水田活用直接支払交付金の中で助成を実施してきたことを背景に、現在、国産の飼料用米をこだわって利用し、畜産物の差別化を図っている**実需者（畜産農家）が存在することを踏まえ、必要量**（下図右の赤枠部分）**を確保できるよう対応をする。**
○　いずれも、**実需者と農業者が連携する取組に対し、収量に応じて支援**する。

米粉用米・飼料用米に対する特別支援

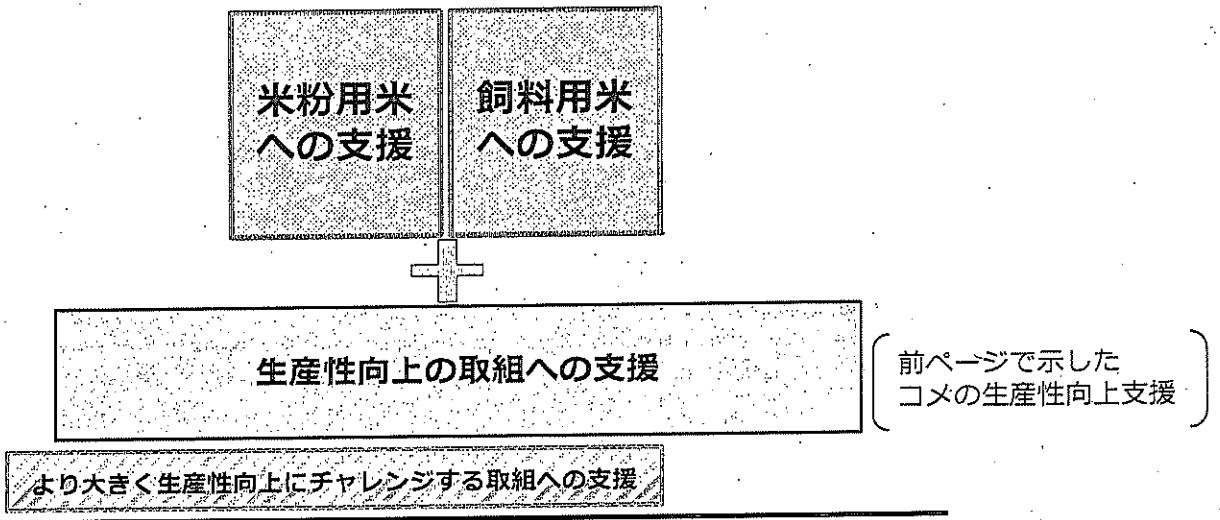

飼料用米の利用者層のイメージ

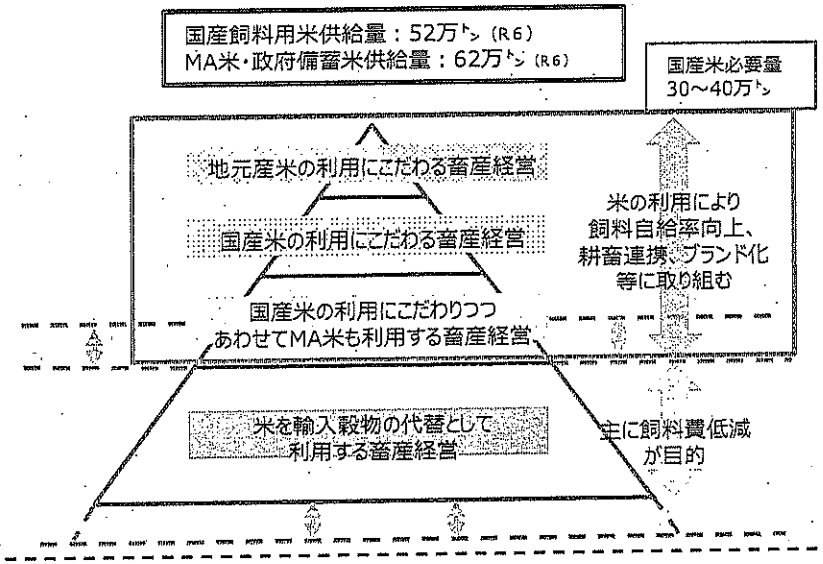

※**収量に応じて支援**
（地域の平均単収を一定以上下回る場合は支援は行わない。）
※**米粉用米は**、需要拡大にあわせた製粉コストの削減等に実需者が取り組んでいること、
需要拡大等に取り組む実需者と農業者の複数年契約等による連携を要件とする。
※**飼料用米は**、畜産物の差別化を図っている実需者側と生産側の複数年契約等による耕畜連携を要件とする。

飼料作物の生産性向上支援

○　基本計画に基づき、畜産への国産飼料の供給拡大を図るためには、今後、労働力不足が深刻化する中でも、田畑をフル活用していく観点から、他作物より**省力的で地域に需要のある飼料作物の作付を拡大**していくことが重要。

○　一方で、飼料作物の生産課題に対応した生産性向上に向けて、**排水性向上など作物に適した栽培条件の改善や青刈りとうもろこし等の栄養収量の高い草種への転換等の取組を推進**する必要。

○　このため、地域の実情に配慮して、生産性向上の取組に対し、**収量に応じた面積払いにより支援**する。

✓ **対象作物：**

・青刈りとうもろこし、牧草、ソルゴー、子実用とうもろこしなど
・WCS用稲（飼料用米を除く）

※WCS用稲については、これまで水田活用直接支払交付金の中で助成を実施してきたもの。飼料作物としての生産性の観点も踏まえ、専用品種への転換を促す。

✓ **支援対象者：**

実需者との利用供給協定を締結し、生産性向上に取り組み※、飼料作物の本作化を図る飼料生産者（自家利用を含む）

※排水性向上など作物に適した栽培条件の改善
　生産性の高い奨励品種の利用促進
　飼料生産組織やスマート技術による作業の効率化
　気候変動・獣害に対応した栽培　等

✓ **支援単価等：**

作物ごとに収量に応じた形で、農業者の努力が報われるものとなるよう支援単価を設定。

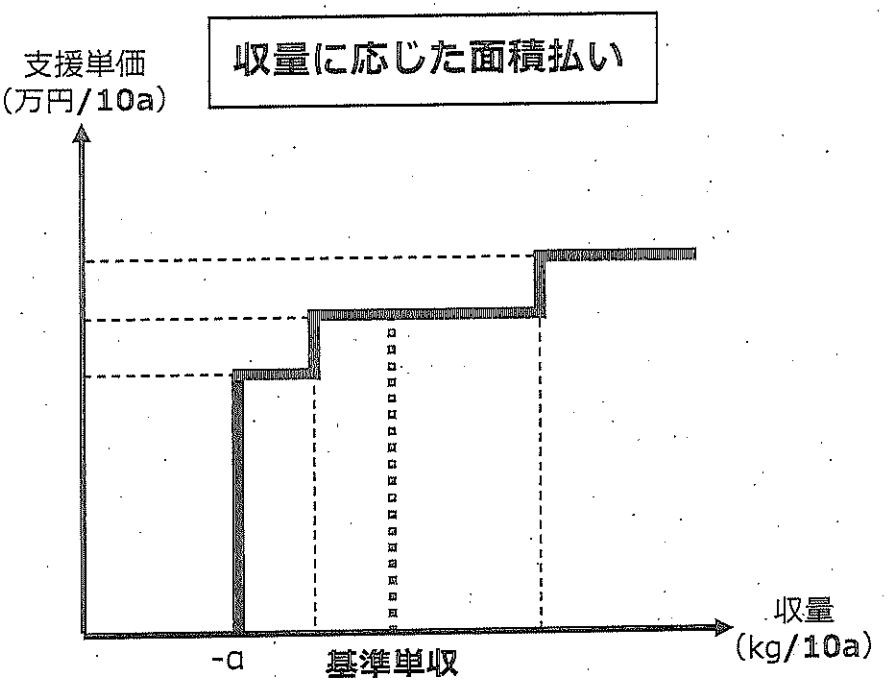

※　収量はロール数等を確認
※　基準単収は、地域の実情を踏まえつつ、作物ごとに設定。
　災害等のやむを得ない事情による単収減についても配慮。
　なお、基準単収を一定以上下回る場合は支援は行わない。

中山間地域等直接支払及び多面的機能支払の見直し

○　農村地域の人口減少・高齢化により、農地の保全管理等の共同活動を行う者が不足するなど活動組織の継続に支障が生じている中、地域の営農や共同活動が将来にわたって継続できるよう、特に中山間地域では人口減少等が加速度的に進行していることも踏まえ、プッシュ型で取り組むなど、次の対策を講じる。

中山間地域等直接支払

対象農用地の拡大	○　**傾斜によらない不利性（法面管理、ほ場条件等）を有する農地**について、協定農地の営農や共同活動の継続に地方公共団体が必要と認める場合に、集落協定の**対象農地へ位置付け**
地方負担の軽減	○　現行の地方財政措置に加え、更なる**地方の負担軽減策**としてどのような対応ができるか検討

多面的機能支払

活動組織の支援の充実	○　**外部人材の確保や先進技術の活用**により作業の省力化を図る取組を支援し推進 ○　地域全体で**長期中干し、冬期湛水等の取組を拡大**させる観点から、取組に対して行っている現在の支援を、活動組織にインセンティブが働く支援に見直し

両支払共通

プッシュ型による取組強化	国は、都道府県・市町村とともに、地域計画の見直しとも連携しつつ、**集落に対する関与を強化** ○　令和８年度から直ちに**全地方農政局による**カバー率の低い市町村等に対する**働きかけを先行的に開始** ○　**全ての都道府県**で市町村等への**制度の周知も含めたサポート体制**を構築。対象農地選定を効率化するための**デジタル技術の活用促進** ○　中山間地域等直接支払について、共同活動が困難な場合は、地域の実情に合わせて、集落協定にこだわらず**個別協定も推進**
返還免除規定の徹底	○　宅地等へ転用された農地等が遡及返還の対象（協定農地全てを対象とする連座制ではなく当該農地のみ）となり、高齢や病気等のやむを得ない事情がある場合には、**遡及返還が不要であることを徹底**
一体的実施の推進	○　中山間地域等直接支払の集落協定が、既存の組織のままで**多面的機能支払もまとめて申請**できる仕組みを導入し、多面的機能支払の取組拡大を図る ○　中山間地域等直接支払の使途については、共同活動払いが集落の営農継続を支えている点を踏まえ、集落の状況や課題に応じてそれぞれの集落において**最適なバランスで個人払いと共同活動払いを選択**（集落の選択で**全て個人払いとすることも可**） ○　郵便局やRMO、地域の企業等との連携により**事務局機能の強化・事務負担の軽減**を図る

新たな環境直接支払交付金

○ **環境負荷低減の取組を広げる**ことは、**国際情勢に左右されやすい化学肥料への依存度を減らすなど、食料安全保障に寄与**するとともに、**輸出を含め付加価値を高めた稼げる農業の実現に貢献する。**このため、**環境直接支払交付金**は、

① これまでの地域支援から、**みどりの食料システム法の計画認定に基づく農業者支援**とする。

② 農法の転換・拡大時の**掛かり増しコストに加え、減収等の導入リスクも軽減する支援**とし、**一定期間で取組の定着・自立を促す支援**とする。

③ 水田政策の見直しの中で、**生産性向上と環境負荷低減の両立を促す支援**とし、**取組に応じた面積払い**とする。

◆新たな環境直接支払交付金のイメージ

(1) 支援の考え方

・ みどり認定農業者を対象とする。

・ ①有機農業への転換、②環境価値を創出する取組、③土づくりの面的拡大等に資する取組について、取組ごとの転換・拡大時の「掛かり増しコスト」だけでなく「導入リスク」にも対応した支援を行う。

導入リスク(逸失利益):農法転換時の収量減少や品質低下等による収益低下

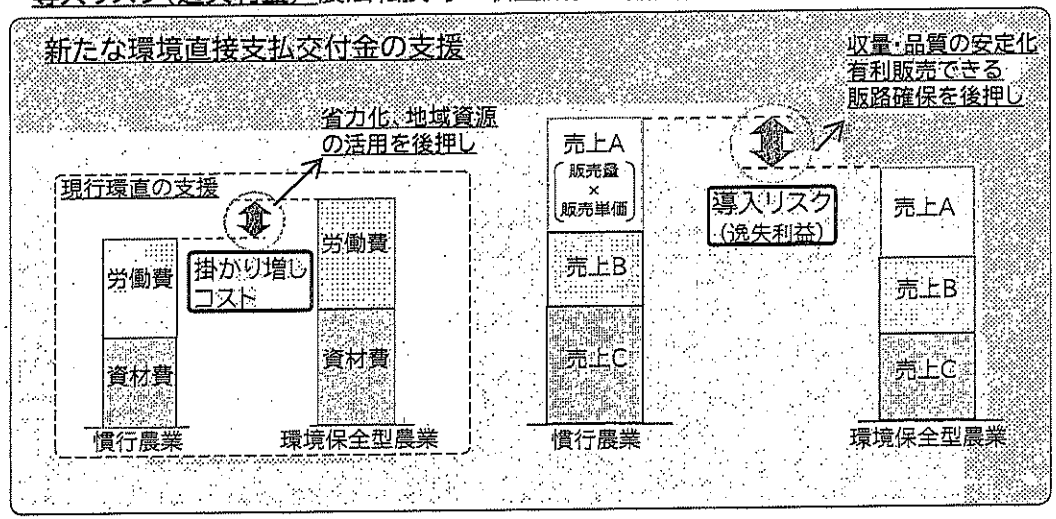

・ 事業要件として、5年後までに以下の①～③の取組を実施

① 市場評価を高める取組(出荷ロットの拡大、消費者等への訴求)

② 生産安定化の取組(収量減少、品質低下等への対策)

③ デジタル化の取組(営農管理ソフトの導入)

(2) 支援対象取組(案)

支援内容(例)

① 有機農業への転換支援

慣行農業等から有機農業への転換に向けた取組への支援

有機農業

② 環境価値の創出支援

温室効果ガス削減等の民間投資につながる取組への支援

バイオ炭 等

③ 土づくりの面的拡大等への支援

土づくりや化学肥料・化学農薬の低減の取組への転換・面的拡大の支援

堆肥 等

(3) 支援対象取組の更新

① 支援対象取組は5年ごとに見直し、十分に普及した取組は新たに確立された取組に入れ替え

② 同一圃場での同一取組への支援は、みどり認定の計画期間(5年)までとし、新たな圃場への拡大等を促進

（参考）食料・農業・農村基本計画（令和７年４月11日 閣議決定）（抜粋）

（１）水田政策の見直し

水田政策を、以下の方向で令和９年度から根本的に見直す。

水田を対象として支援する水田活用の直接支払い交付金（水活）を、以下のとおり、作物ごとの生産性向上等への支援へと転換する。このため、令和９年度以降、「５年水張りの要件」は求めない。

※現行水活の令和７年・８年の対応として、水稲を作付け可能な田について、連作障害を回避する取組を行った場合、水張りしなくても交付対象とする。

米については、国内外の需要拡大策、大区画化、スマート技術の活用、品種改良等の生産性向上策等を強力に推進する。輸出を含めた米需要拡大を目指し、新市場開拓用米、米粉用米等を支援する。

国産飼料の生産性向上を図るため、飼料用米中心の生産体系を見直し、青刈りとうもろこし等の生産振興を図る。

麦、大豆、飼料作物については、食料自給力向上の費用対効果を踏まえて、水田、畑に関わらず、生産性向上に取り組む者の支援へ見直すべく検討する。

有機や減農薬・減肥料等について支援する（主食用米も対象）。

農業者が急減する中で、地域計画の実現に向け、担い手が生産性の向上を伴いながらより多くの離農農地の引受けを進めていけるよう、農地の集約化等への支援制度について、既存制度を見直し、強化する。

産地交付金について、現場の実態を調査・検証した上で、水田・畑に関わらず、中山間地域等の条件不利地域も含め、地域の事情に応じた産地形成が促進される仕組みとする見直しを検討する。

中山間地域等直接支払について、条件不利の実態に配慮し、支援を拡大する。多面的機能支払について、活動組織の体制を強化する。

予算は、現行の水活の見直しや見直しに伴う既存施策の再編により得られた財源を活用する。このように、構造転換に必要な予算をしっかりと確保していく。

地方公共団体の関係者の皆様へ

令和８年度の取組について

生産現場に寄り添う水稲収穫量調査へ

水稲収穫量調査の結果を、より精度が高く、生産現場の皆様の実感に沿った納得感のあるものとするため、農林水産省では令和８年度に次の２つの取組を実施します。皆様にも周知等のご協力をお願いいたします。

① オンラインコミュニティ「みのりボイス」の立ち上げ

目的

各地域の生産者・農業関係者の方々から、気象・病虫害・生育状況等の情報をリアルタイムに収集し、調査結果を取りまとめる際の参考とするとともに、生産現場における情報共有を促進します。

リアルタイム把握

地域の気象・病虫害・生育状況を、いつでも確認。

豊富な情報

投稿情報に加え、農業関係ニュースや気象情報も閲覧可能（随時拡充）。

営農判断の参考

生育見通しの把握や営農判断の参考となる情報の入手。

関係機関の皆様へのお願い

- ☑ 貴組織内の関係部署・関係職員の方々への周知
- ☑ チラシ配布・メルマガ・Web・SNS等での周知（可能な範囲で）
- ☑ 関係職員の方々による「みのりボイス」への参加（可能な範囲で）

「みのりボイス」はこちら

LINE

生産現場の「いま」を届けていただくことが、調査の精度向上につながります。皆様のご協力をお願いいたします。

農林水産省

エネルギーコスト削減促進事業について

1 目 的

電気料金や燃油価格の急激な高騰が農業者へ与える負担を軽減し、電気料金等の高騰の影響を受けにくい経営基盤の整備を図り、電気等の使用量を低減させる機械・設備の導入を支援する

2 事業概要

（1）補助対象者

農業経営体（主たる業種が農業・水産養殖業）、農業協同組合、漁業協同組合、土地改良区 等

（2）対象経費（参考：別表「農業エネルギーコスト削減促進事業補助金 対象設備一覧表」）

・省エネ設備（既存設備の更新に限る）

空調設備、換気設備、LED照明設備、冷蔵・冷凍設備、エネルギー管理設備、恒温設備、熱電供給設備、電気制御設備、窓、その他農業用設備・機械 等

・再エネ設備（新規）

太陽光発電システム（50kW未満） 等

（3）申請受付期間

令和８年３月16日（月）～令和８年９月30日（水）

（4）補助率及び補助要件

	補助率	補助要件
基本コース	【太陽光発電システム以外】 1/2以内（上限500万円 下限50万円）	・県内に主たる事務所を置く者 ・農業経営体にあっては、みどり認定（※）を受けた、または実績報告までに受ける者 等
	【太陽光発電システム】 定額（４万円/kW） （上限200万円 下限50万円）	
促進コース	【太陽光発電システム以外】 3/4以内（上限1500万円）	・基本コースに加え、以下の要件を満たす者 ・事業活動温暖化対策計画書の提出、長野県SDGs推進企業の登録
	【太陽光発電システム】 定額（４万円/kW）（上限200万円）	

※環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律に基づき県が認定

3 その他

対象設備一覧表に記載がない設備であっても、更新により省エネに資すると証明いただければ対象となる可能性があるため、お問い合わせいただき、活用を検討ください。

4 お問合せ・申請先

事業を実施する市町村を所管する農業農村支援センター（農業農村振興課）にお問い合わせください。

問合せ先	電話番号	問合せ先	電話番号
佐久農業農村支援センター	0267(63)3144	木曽農業農村支援センター	0264(25)2220
上田農業農村支援センター	0268(25)7125	松本農業農村支援センター	0263(40)1915
諏訪農業農村支援センター	0266(57)2913	北アルプス農業農村支援センター	0261(23)6510
上伊那農業農村支援センター	0265(76)6813	長野農業農村支援センター	026(234)9514
南信州農業農村支援センター	0265(53)0414	北信農業農村支援センター	0269(23)0209

※申請要領、交付要綱、関連様式等は県ホームページ
（https://www.pref.nagano.lg.jp/nosei/260316energy.html）をご覧ください→

（別表）農業エネルギーコスト削減促進事業補助金　対象設備一覧表（2／4）

対象設備：既存設備を省エネ効果のある以下の設備へ更新（代替を含む）又は新設したもの

設備区分	設備種別	規格	概要	省エネ性能を満たす基準
冷蔵・冷凍設備（ヒートポンプ）	業務用冷蔵・冷凍庫	JIS B 8630（業務用の電気冷蔵庫及び電気冷凍庫－特性及び試験方法）で定める業務用の電気冷蔵庫及び電気冷凍庫	密閉形圧縮機冷却装置と貯蔵室を構成する箱体とを一体とした定格内容積2,000L以下で汎用性のある量産された業務用の電気冷蔵庫及び電気冷凍庫（電気以外のエネルギー源で作動する業務用冷却機器を除く）	省エネ基準達成率100%以上※1
	一般用冷蔵・冷凍庫	JIS C 9607（電気冷蔵庫及び電気冷凍庫）で定める家庭用の電気冷蔵庫及び電気冷凍庫	圧縮式冷凍機と貯蔵室とで構成する箱体を一体とした定格内容積800L以下の家庭用電気冷蔵庫及び定格内容積600L以下の家庭用電気冷凍庫	省エネ基準達成率100%以上※1
	冷凍・冷蔵ショーケース	JIS B 8631-1（冷凍・冷蔵ショーケース－第1部：用語）で定める冷凍・冷蔵ショーケース	食品の販売及び陳列のために収容した冷蔵又は冷凍食品を規定の温度範囲内に維持することができる、冷凍・冷蔵システムで冷却されたショーケース（冷凍・冷蔵自動販売機、移動販売若しくは類似の非小売り用として意図したショーケースを除く）	省エネ基準達成率100%以上※1
給湯設備（ヒートポンプ）	チラー（冷却水循環装置）	JIS B 8613（ウォータチリングユニット）、JRA 4066（ウォータチリングユニット）	容積形電動圧縮機・蒸発器・凝縮器などによって冷凍サイクルを構成し、水の冷却又は加熱を行うウォータチリングユニット、水又はブライン（不凍液）を用いる空気調和用に供するもの以外のチリングユニットを含むもの。	定格冷暖房能力（kW）／定格消費電力（kW）2.0以上
	一般・業務用ヒートポンプ式給湯器	JIS C 9220（家庭用ヒートポンプ給湯機）、JRA 4060（業務用ヒートポンプ給湯機）	（家庭用ヒートポンプ給湯機） 主に家庭における入浴・洗面などに用いる温水の供給設備用に設計・製造した給湯機であって、二酸化炭素（CO2）又はハイドロフルオロカーボン（HFC）を冷媒として用いた電動圧縮式・空気熱源方式のヒートポンプ・貯湯タンク・制御機器・リモコンなどで構成する家庭用ヒートポンプ給湯機 （業務用ヒートポンプ給湯機） 業務用建物における洗面・入浴・洗浄など衛生用途に用いる給湯設備のために設計・製造された給湯機であって、二酸化炭素（CO2）又はハイドロフルオロカーボン（HFC）を冷媒として用いた電動圧縮式ヒートポンプ方式のもの。	省エネ基準達成率100%以上※1
給湯設備（化石燃料）	潜熱回収型給湯器（ガス・石油）	JIS S 2109（家庭用ガス温水機器）	燃焼ガスの顕熱を回収する熱交換及び燃焼ガス中の水蒸気が持つ潜熱を回収するための熱交換器を有するもの。	性能基準給湯熱効率（定格）が94%以上（高位発熱量基準） 省エネ基準達成率100%以上※1
	高性能ボイラ	JIS B 8201（陸用鋼製ボイラー構造）、JIS B 8203（鋳鉄ボイラー構造）及びJIS B 8222（陸用ボイラー熱勘定方式）で定める陸用ボイラ、JIS B 8417（真空式温水発生機）、HA-008（真空式温水発生機）、JIS B 8418（無圧式温水発生機）、HA-010（無圧式温水発生機）	（陸用ボイラ） 火炎・燃焼ガス・その他の高温ガスによって、蒸気又は温水を発生させるものであり、陸用鋼製・鋳鉄製の蒸気ボイラ及び温水ボイラ（陸用ボイラ）並びに附属設備及び附属品（車両用及び移動式のもの、電気ボイラ及び油だき温水ボイラ等を除く） （真空式温水発生機・無圧式温水発生機） 灯油・A重油・都市ガス又は液化石油ガスを燃料とし、定格出力が46.5kW以上のもので、主として、給湯、暖房及び循環加温などに用いる真空式温水発生機又は無圧式温水発生機（付属設備及び付属品を含む）	ボイラ効率90%以上
その他の設備（共通）	高効率コージェネレーション	JIS B 8123（コージェネレーションシステム用語）で定めるコージェネレーションシステム	単一又は複数のエネルギー資源から、電力及び／又は動力並びに有効な熱を同時に発生させ、供給及び利用するシステムであり、主要機器としてコージェネレーションユニット（原動機・発電機・排熱回収装置などからなる装置）、系統連系装置、排熱利用装置などからなるもの。	総合効率75%以上又は発電効率30%以上

※1エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく、省エネ基準（トップランナー制度）がない場合は、エネルギー効率（通年エネルギー消費効率：APF、固有エネルギー消費効率：発光効率、年間加熱効率、年間消費電力量の削減効果等）が更新前の設備より高くなっていること。

（別表）農業エネルギーコスト削減促進事業補助金　対象設備一覧表（４／４）

対象設備：既存設備を省エネ効果のある以下の設備へ更新（代替を含む）又は新設したもの

設備区分	設備種別	規格	概要	省エネ性能に関する基準
発電設備（新設のみ対象）（更新は小対象）	太陽光パネル及び付属設備※2	JIS C 8960（太陽光発電用語）及びJIS C 8905（独立形太陽光発電システム通則）で定める独立形太陽光発電システム又は系統連系形太陽光発電システム、IEC61215（パネル及び太陽電池モジュール）	（独立形太陽光発電システム） 商用電力系統から独立して電力を供給するものであり、光起電力効果によって太陽エネルギーを電気エネルギーに変換し、負荷に適した電力を供給するために構成した装置及びこれらに附属する装置（太陽電池アレイ、主幹制御監視装置、パワーコンディショナ、蓄電装置） （系統連系形太陽光発電システム） 商用電力系統に接続し、電力の送出及び受取を行うものであり、光起電力効果によって太陽エネルギーを電気エネルギーに変換し、負荷に適した電力を供給するために構成した装置及びこれらに附属する装置（太陽電池アレイ、主幹制御監視装置、パワーコンディショナ、蓄電装置）	［出力1kW以上50kW未満に限る］
エネルギー管理設備（新設のみ対象）	エネルギーマネジメントシステム	計測・見える化・制御等の機能を備えたエネルギーマネジメントシステム（EMS）	見える化機能の実現及びエネルギー管理支援サービスに必要な項目の計測、電力・ガスその他エネルギーを含め1か月以内の工場・事業場全体のエネルギー使用量を統一単位（原油換算kL）で閲覧、運用改善に資するデータを表示・確認、エネルギー管理支援サービスに必要な制御、省エネルギー更新設備や他既存設備に対し自動でエネルギーを削減する制御、EMSによる制御効果を把握するために必要な制御ログ等を取得・保存を行えるもの。	―
	凍結防止ヒーター用節電器	凍結防止ヒーターの消費電力を低減させるための節電器	給水配管等の凍結防止に用いる発熱部を備えたヒーターの消費電力を低減させるため、ヒーターと電源の間に接続し、温度制御技術等を用いてヒーター温度を一定に制御するもの。	消費電力量（kWh）50％以上削減
木質バイオマスエネルギー利用設備（新設のみ対象）	木質バイオマスエネルギー利用設備	木質チップ、木質ペレット、薪等を燃料とするストーブ、ボイラ及び必要な付帯設備	木質バイオマスを燃料とする熱利用を目的とした施設の整備であり、補助対象事業費が500万円未満のものであること。なお、燃料とする木質バイオマスについては、長野県内で生産されたものの使用に努めること。	―

※2 主に自家消費（自家消費の電力量が電力小売事業者等へ売電した電力量より多いことをいう。）のために設置するものであり、自社の既存建物等への設置かつ、事業用として明確に使用する場合のみ対象とする。また、過積載率（系統ごとの太陽電池モジュールのJISなどに基づく公称最大出力の合計値÷パワーコンディショナーの定格出力×100）は100％以上としてください。

長野県農業用生産資材価格高騰対策補助金

農業用生産資材の価格高騰の影響を受ける
農業者の皆様に生産資材費の一部を助成します。

（内容は今後変更となる可能性があります）

交付対象者

以下の要件を全て満たす農業者等

- 長野県内で営農しており、決算書の農業所得が総所得の過半を占めていること
- 引き続き長野県内で営農する意思を有すること
- 決算書に記載されている生産資材費が５万円以上であること
- 長野県税に滞納がないこと　など

助成内容

決算書類における生産資材費の２割(上限10万円)を助成

（1,000円未満の端数　切り捨て）

【対象となる資材の例】
- マルチシート
- ビニールフィルム
- 結束用・誘引用資材
- 支柱類　等

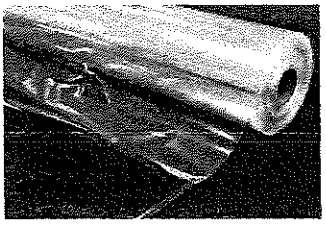
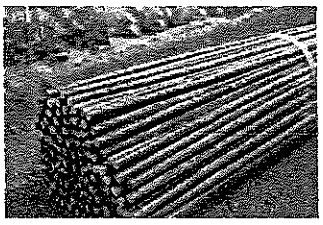

【補助金の申請について】

- 申請内容やお問合せ窓口の設置、申請受付の開始は９月末頃を予定しています。
- 申請にあたっては、所定の申請書に直近※の青色申告等の農業用決算書の写しの添付が必要となります。（※ 個人の場合:令和７年　法人の場合:直近事業年度）
- 申請の受付は、電子申請または紙申請となります。
- 申請者名義の振込先口座が必要となります。

長野県農政部園芸畜産課　電話：026-235-7227　メール：enchiku@pref.nagano.lg.jp

安心の年金・美味しい年金
農業者年金
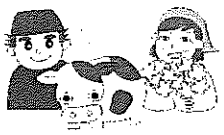

加入推進ニュース
一般社団法人　長野県農業会議
令和８年７月１５日 <№.４>

☆６月の新規加入実績

６月の新規加入者は表のとおり、４市町村において、４人となりました。

何歳まで生きるか誰も予測ができない老後生活において、一定の収入を一生涯得られるということは大きな安心材料となります。老後生活の不安を払拭するため、多くの農業者の方に制度を知っていただき、活用いただけるよう、引き続き普及推進活動をお願いします。

表：６月の新規加入者数　（単位：人）

市町村名	新規加入者			市町村名	新規加入者		
	全体	20～39 歳	女性		全体	20～39 歳	女性
原村	1	1		長野市	1	1	1
松川町	1	1		飯綱町	1		
				合計４市町村	4	3	1

☆令和７年度の運用結果が（付利）確定しました！

農業者年金基金より令和７年度の運用（付利）結果が公表され、**8.59%と、プラス運用利回り**となりました。昨年度の株式市場は、春先に米関税政策発表で大きく下落しましたが、その後、７月の日米関税合意、９月以降の米中央銀行の利下げ再開、日本では高市政権発足後の財政期待や円安進行が加わり、大きく値を上げました。

これにより、新制度発足以降**24 年間の平均運用利回りは、年率 3.13%**となりました。

加入を検討されている方の中には、運用利回りはどの程度かを気にされている方もいらっしゃいますので、直近の運用利回りについての情報提供をお願いします。

☆豆知識　付利ってなあに？

運用の結果、得られた収益を加入者等１人１人の保険料の積立額に応じ配分することを「付利（ふり）」といい、配分額のことを「付利額」と言います。

農業者年金では毎年度の付利結果について、毎年6 月末に加入者（待機者含む）の皆さんに郵送でお知らせしています。自分が支払った保険料の運用益がどうなっているかが、個人ごとに分かるようになっています。

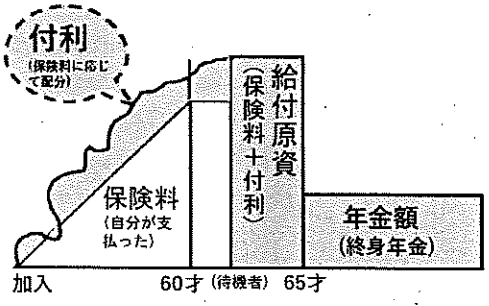

☆インフォーメーション♪　～ 現況届の提出はお済みですか？ ～

本年度の「現況届」の提出期限は、７月 31 日（金）農業者年金基金に必着となっています。農業委員会事務局は、提出された現況届を速やかに農業者年金基金へ発送をお願いします。なお、現況届が未提出の場合は、受給権者への年金の支払いが差し止めとなってしまいますので、十分注意してください。

一般社団法人長野県農業会議常設審議委員　名簿

（令和８年７月１５日現在）

区分	氏　名	所　属　等	備考
4項1号	市川　　覚	佐久市農業委員会長	
〃	小山田　武	小諸市農業委員会長	
〃	片岡　正夫	上田市農業委員会長	
〃	小泉　幸善	諏訪市農業委員会長	
〃	氣賀澤道雄	駒ヶ根市農業委員会長	
〃	髙田　清人	飯田市農業委員会長	
〃	志水　敏春	木曽町農業委員会長	
〃	田中　悦郎	松本市農業委員会長	
〃	佐原　悦司	安曇野市農業委員会長	
〃	伊藤　宏昭	大町市農業委員会長	
〃	栁澤　雅仁	千曲市農業委員会長	
〃	神林　利彦	須坂市農業委員会長	
〃	曽根　信一	長野市農業委員会長	
〃	増田　善行	中野市農業委員会長	
〃	沼田　浩子	飯山市農業委員会長	
4項2号	望月　雄内	学識経験者　（前長野県議会議員）	
〃	依田　明善	学識経験者　（長野県議会議員）	
〃	伊藤　祐三	学識経験者　（駒ケ根市長）	6/18就任
〃	（欠　員）	学識経験者　（長野県農業委員会女性協議会会長）	
〃	髙林　敬子	学識経験者　（長野県農業委員会女性協議会副会長）	
〃	小林　文彦	学識経験者　（（一社）長野県農業会議 元専務理事・事務局長）	
〃	小林　茂樹	学識経験者　（（一社）長野県農業会議専務理事兼事務局長）	
5項2号	神農　佳人	長野県農業協同組合中央会会長	
5項3号	宮澤　哲弘	長野県農業共済組合常務理事	7/8就任
5項4号	眞島　　実	長野県厚生農業協同組合連合会経営管理委員会副会長	
〃	望月　　隆	長野県信用農業協同組合連合会経営管理委員	7/8就任
〃	長谷川孝治	全国農業協同組合連合会長野県本部長	
5項5号	村山　一善	公益財団法人長野県農業開発公社理事長	
〃	平林　孝保	長野県土地改良事業団体連合会常務理事	
〃	新芝　正秀	公益社団法人長野県農業担い手育成基金専務理事	